daily コラム

2015年6月30日(火)

〒810-0001

福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7階

税理士法人かさい会計

TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417

Email info@kasai-grp.co.jp

65歳以上の高年齢者を

雇用した時の助成金

高年齢者雇用開発特別奨励金

新たに人を雇用する場合、年齢にこだわらず経験豊かな人や、高年齢者でもできる 仕事の求人に使える助成金を紹介します。

この助成金は雇用した日の満年齢が 65 歳以上の離職者をハローワーク等の紹介で 1週間の所定労働時間が 20時間以上の労働 者として雇い入れる時 (1年以上継続して 雇用する事が確実な場合)に支給されます。

受給要件

雇用保険の適用事業主であり、次の要件 には該当していない事が条件です。

- ①ハローワーク等の紹介以前に雇用の予約 があった対象労働者を雇用する
- ②雇用の前日から過去3年間に雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練を受けた
- ③雇用の前日から過去3年間に雇用関係、 出向、派遣、請負により雇い入れ事業所に 就労した事がある方を同一事業所に雇う時 ④対象労働者に対する支給対象期間につい ての賃金を、支払期日を超えて支給申請を 行うまでに払っていない場合(時間外手当、 深夜手当、休日出勤手当を法定通り支払っ てない場合含む)
- ⑤ハローワーク等の雇用条件と異なる労働 条件で雇って対象労働者に不利益や違法行

為があり、本人からも申し出があった場合 ⑥支給申請の前年度以前の労働保険料を滞 納している場合

⑦支給申請日や支給決定日に倒産していた

対象労働者となる人

- ①雇用日の年齢が65歳以上
- ②紹介日雇用日に以下事項に該当しない事
- ア、高年齢継続被保険者
- イ、短期雇用特例被保険者
- ウ、アイ以外の人で雇用にかかる事業主以外の事業主との間で1週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある労働者
- ③雇用保険の被保険者資格を喪失した離職 日の翌日から3年以内に雇用された人
- ④雇用保険の被保険者資格を喪失した離職 日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月以上 あった人

支給申請と支給額

支給対象期間 6 ヶ月毎に 2 回に分けて支 給されます。支給対象期間の末日から 2 ヶ 月以内に申請します。支給額は 30 万円×2 回、短時間労働者は 20 万円×2 回です。



を験豊富で やる気のあ る方なら働 いて欲しい ですなー